

令和5年(ワ)第977号 権利制限処分無効確認等請求事件

原 告 東郷ゆう子こと角本裕子

被 告 日本共産党中央委員会 外3名

答弁書

2023年9月5日

神戸地方裁判所 第4民事部 合議係 御中

〒650-0013

(送達場所) 神戸市中央区花隈町23番23号

第二花隈ダイヤハイツ101号

神戸花くま法律事務所

TEL 078-371-0371

FAX 078-371-0372

被告日本共産党兵庫県委員会、同東灘・灘・中央地区委員会

訴訟代理人

弁護士 佐伯雄三



記

第1 請求の趣旨に対する本案前の答弁

- 1 原告の被告日本共産党兵庫県委員会、同東灘・灘・中央地区委員会に対する請求を却下する。
- 2 訴訟費用中、被告日本共産党兵庫県委員会、同東灘・灘・中央地区委員会に

対する請求にかかるものは原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の趣旨に対する本案の答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用中、被告日本共産党兵庫県委員会、同東灘・灘・中央地区委員会に
対する請求にかかるものは原告の負担とする。
との判決を求める。

第3 請求の趣旨に対する本案前の答弁の理由

- 1 原告の被告日本共産党兵庫県委員会（以下「被告兵庫県委員会」という）、
同東灘・灘・中央地区委員会（以下「被告東灘・灘・中央地区委員会」という
）に対する請求は、不明な点もあるが、① 被告東灘・灘・中央地区委員会の
なした権利制限措置の無効、② 訴外灘民主商工会が原告に対して行った解雇
の違法性、③ 被告味口の侮辱及びハラスメントについての使用者責任、を理
由としている。
2 しかし、第1に、原告に対する権利制限措置（以下、「本件措置」という）
を決定したのは被告日本共産党東灘・灘・中央地区委員会であって、被告兵庫
県委員会ではない。

第2に、被告東灘・灘・中央地区委員会のなした権利制限措置は団体自治の
範囲内の素地である。

最高裁も、政党は、結社の自由に基づき任意に結成される政治団体で、議会
制民主主義を支える重要な存在であるから、「高度の自主性と自律性を与えて
自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない」という観点から、
処分について、「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとど
まる限り、裁判所の審査権は及ばない」としている（最三小昭和63年12月

20日判決)。

3 したがって、本件原告の訴えは不適法であり、却下を免れない。

第4 請求の原因に対する答弁

以下、原告は、「日共」という用語を使用しているが、被告は、以下「日本共産党」と称する。

1 「第1 事案の概要」について

日本共産党が灘民主商工会の実質的な上位組織であることを否認する。日本共産党も訴外灘民主商工会も、それぞれの規約にしたがって自主的に運営されている団体である。

訴外灘民主商工会が令和5年5月9日に原告を解雇したことは認め、原告が主張する解雇理由が本件措置の根拠となっている点は否認する。

被告東灘・灘・中央地区委員会が原告に対して本件措置をしたことは認めるが、本件措置をしたことは政党の内部問題であり、司法審査権は及ばない。

被告らが「訴外灘民主商工会と通謀し」たことを否認し、その余は不知。

原告が「味口から度重なる侮辱およびハラスメントを受けた」ことは否認する。

被告兵庫県委員会、被告東灘・灘・中央地区委員会が民法715条の使用者責任を負うとの点、「使用者責任以上の報償責任を負う」との点を争う。

原告の訴外灘民主商工会に対する労働審判申立があったことは認める。

2 「第2 当事者」について

(1) 「1 原告」について

原告についての記載につき、党員であったことは認める。被告東灘・灘・中央地区委員会は、原告を除籍し、その除籍は2023年8月25日確定している。

(2) 「2 被告日本共産党中央委員会ら」について

日本共産党中央委員会は、党規約第19条、第21条にもとづく党大会から

党大会までの間の全党的な指導機関である。

被告兵庫県委員会は党規約第29条、第31条にもとづく兵庫県における党组织の指導機関である。

被告東灘・灘・中央地区委員会は、党規約第34条、36条にもとづく神戸市東灘区・灘区・中央区における党组织の指導機関である。

被告らは政治資金規正法上の届け出をしており、党規約47条によりそれぞれの資金と資産の管理権限がある。

(3) 「3 被告味口」について

認める。

(4) 「4 訴外灘民主商工会」について

訴外灘民主商工会が助け合い運動に取り組む中小零細業者の非営利団体であることは認め、「実質的には日共の下部機関である」旨の主張、訴外灘民主商工会の業務の被告兵庫県委員会及び被告東灘・灘・中央地区委員会の活動が表裏一体であること、は否認し、その他の訴外灘民主商工会の活動は不知である。

3 「第3 被告日本共産党らによる権利制限措置」について

(1) 1 「5月15日の竹田地区委員長からのLINE」について

第1段落 訴外灘民主商工会の令和5年5月9日付け解雇通知兼損害賠償請求書でなした解雇通知が、同月5月9日に原告に到達したことを認める。

第2段落 同月5月15日に受領したLINEメッセージにより権利制限措置があったことを認める。竹田委員長のLINEメッセージにあるように、党員については党規約第5条、48条により、市民道徳と社会的道義に反する行為をした場合には、政党としても処分することがある。

原告は党公認の県会議員候補として党員であることを明らかにしており、勤務先である訴外灘民主商工会から不祥事があるという理由で解雇されたということであれば、有権者に対する説明責任の上からも、事実を明らかにし、党規約にもとづいて処分すべきであれば、適切な処分をする必要がある。原告の党

員としての所属組織である被告東灘・灘・中央地区委員会が、党規約第48条2項にもとづき、規約違反の有無の調査にあたって党员としての権利制限をすることは、当然の措置である。

(2) 2 「本件措置は無効である。」について

訴外灘民主商工会が原告に対し、解雇理由書（甲5）を発出したことは認められる。解雇事由の存否、したがって解雇の有効無効は原告と訴外灘民主商工会の間で争われるべきものであり、認否の限りでない。

(3) 3 「解雇理由の不存在」について

前項同様に灘民商の解雇事由の存否については認否の限りでない。なお、被告東灘・灘・中央地区委員会としては、解雇事由として指摘された事実について調査をする必要から原告にその旨を伝えた。

(4) 4 「小括」につき、争う。

(5) 5 「違法な権利制限処分による慰謝料等 55万円」につき、争う。

4 第4 灘民商との通謀の上での違法な解雇について

(1) 1 「背景事情」につき、解雇の無効をいうためであれば、被告兵庫県委員会、被告東灘・灘・中央地区委員会は認否の限りでない。

(2) 2 「被告らの不法行為責任合計 110万円」について

通謀の事実を否認し、その余は争う。

5 第5 被告味口によるハラスメント等について

(1) 1 「はじめに」につき、否認する。

(2) 2 「グループLINEへのセクハラ投稿」について

原告が適示するLINEを被告味口が投稿したことは認めるが、被告味口が、「原告と被告味口が不貞関係にあるとの風評が存在するとの投稿をした」とを否認する。

(3) 3 「日常的な侮辱、ハラスメント」について（なお、訴状8頁の「2」は「3」の誤記と思われるので、以下、順次番号修正して認否する。）。

否認する。

(4) 4 「必勝ポスターの破棄」について

被告味口の発言、近藤の発言、原告が苦情を言った点は否認し、所有権が原告に帰属する点を争う。

(5) 5 「使用者責任」について

被告味口が被告兵庫県委員会、被告東灘・灘・中央地区委員会の被用者であることを否認する。

(6) 6 「活動環境配慮義務違反（債務不履行責任）」について

そもそも被告味口は原告にハラスメント行為をしていない。

被告日本共産党中央委員会、同兵庫県委員会、同東灘・灘・中央地区委員会は、日常的にハラスメント防止に心がけており、債務不履行責任を負うことはない。

(7) 7 「損害額合計110万円」につき、争う。

(8) 8 「付言（被告味口に対する処分の必要性）」につき、本件請求との関連性を争う。

6 第6 請求のまとめについて

争う

7 第7 背景事情について

被告兵庫県委員会、被告東灘・灘・中央地区委員会としては認否の限りでないが、「5 県議選立候補の推奨」、「6 日共の非合法活動の義務」について、否認する。

8 第9について

争う。

9 結論

上記のとおりであるから、原告の請求は理由がない。

(添付書類)

1 訴訟委任状 2 通

以 上